

※本通知は6月18日に各施設へお渡ししていますが、各施設ごとに保護者の皆さまへお渡しの日が異なるため、HP上では空欄にしています。

0～2歳児クラスの児童に配付してください

私立の認可保育所

令和2年6月 日

0～2歳児クラスのお子様を持つ  
横浜市にお住まいの保護者の皆様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

## 利用料（保育料）について

日頃から横浜市保育・教育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

令和2年4月7日付で政府による「緊急事態宣言」が神奈川県等に出され、これを踏まえ、県において「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」（以下、実施方針）が示されました。

横浜市におきましても実施方針を踏まえ、市内認可保育所等をご利用の保護者の皆様に、登園自粛の要請を行っております。横浜市にお住まいの方で市外の保育・教育施設をご利用の方につきましても、登園日数に応じた保育料の日割り計算を行いますので、取扱いをお知らせします。

6月分の利用料（保育料）については、登園自粛要請の有無に関わらず徴収（口座振替等）を延期します。

### 1 対象児童

「2 対象施設」の0～2歳児クラスに「3 対象期間」中に在籍した児童。

### 2 対象施設

認可保育所

### 3 対象期間

保育・教育施設の所在する市町村からの休園・登園自粛要請期間と同じとする。

※ 横浜市にお住まいの方で市外の保育・教育施設をご利用中の方は保育・教育施設の所在する市町村からの登園自粛要請の期間を対象期間とします。

### 4 徴収延期をする利用料（保育料）

対象月	徴収時期
6月分	<u>12月分とあわせて徴収します</u>

※ 保育・教育施設の所在する市町村からの登園自粛要請がされていない期間については、日割り計算の対象とはなりませんが、登園自粛要請の有無に関わらず徴収を延期します。

### 5 保護者の皆様が行う手続

登園日数については各施設から報告を受けるため、保護者の皆様に行っていただく手続はありません。

## 6 日割り対応における利用料（保育料）算定の考え方

国の考え方に基づき「変更後の利用料（保育料）」を計算します。

変更後の利用料(保育料)：通常の利用料(保育料)×実際の登園日数÷25(※)

<10円未満切り捨て>

※ 国の考え方に基づき、月によらず「25」で計算します。

(留意点)

- 1日でも欠席した場合は日割り対応の対象となりますが、欠席日数が0日の場合は対象外となります。  
例えば、令和2年5月は開所日数が23日であるため、1日欠席した場合は【通常の利用料(保育料)×22÷25】となりますが、欠席日数が0日だった場合は【通常の利用料(保育料)×23÷25】とはならず、日割り対応の対象外となります。
- 対象期間中の登園しなかった日について、理由は問いません。
- 普段登園していない曜日（例：土曜日など）でも、実際に登園しなかった場合は、利用料（保育料）が減額されます。

## 7 日割り対応の流れ

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
6月分	徴収延期						納入通知	変更後の利用料(保育料)徴収

### (1) 6月分の利用料（保育料）

登園自粛要請の有無に関わらず、利用料（保育料）の徴収を延期します（6月29日の口座振替を実施しません）。その上で、登園日数に基づき変更後の利用料（保育料）を算定し、12月分とあわせて12月末に徴収することとします（登園自粛要請がされていない場合、日割り計算は行われません）。

- ① 変更後の利用料（保育料）を「納入通知書」にて保護者の皆様にお知らせします（12月下旬頃）。
- ② 変更後の利用料（保育料）を徴収します（口座振替の場合、12月28日（月）を予定）。

## 8 給食費の取扱いについて

### (1) 0～2歳児クラスについて

給食費については、今回の案内に沿って還付する利用料（保育料）の中に含まれています。

### (2) 3～5歳児クラスについて（きょうだい児が3～5歳児の場合も同様）

給食費については、各園が実費徴収を行っており、また、登園状況や食材の購入状況など、園によって状況が異なります。このため、給食費については、このご案内とは別の取扱いとなりますので、直接園にお問い合わせください。

## 9 4月・5月の利用料に取り扱いについて

・横浜市のホームページをご確認ください。

「新型コロナ 保育所 横浜市」で検索かQRコードをご使用ください。



問合せ先（こども青少年局保育・教育運営課）

内容	問合せ先
日割り対応の考え方について	利用料担当：045-671-0255
納入通知書、還付通知書、口座確認票について	収納担当：045-671-2399

# (参考)利用料の日割り対応例

登園自粛要請期間を令和2年4月8日～令和2年6月30日までとした場合

前提：通常の利用料を 55,000 円とします。

## <例1> 令和2年4月分

令和2年4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

○…登園した日  
◇…登園有無に関わらず利用料の算定対象とする日

可能な限り登園自粛をした場合

登園日数 = 14日

<内訳>

4月1日～7日 … 6日【◇】

(登園の有無に関わらず開所日をカウント。)

4月8日～30日 … 8日【○】

(実際に登園した日数をカウント。)

変更後の利用料(保育料)

$$55,000 \text{ 円} \times 14 \text{ 日} \div 25 = 30,800 \text{ 円}$$

返還額

$$55,000 \text{ 円} - 30,800 \text{ 円} = 24,200 \text{ 円}$$

## <例2> 令和2年5月分

令和2年5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

5月1日(金)のみ登園自粛していたが、5月7日(木)以降は、月～土曜日の間毎日登園した場合。

登園日数=22日

変更後の利用料(保育料)

$$55,000 \text{ 円} \times 22 \text{ 日} \div 25 = 48,400 \text{ 円}$$

令和2年5月の開所日数は23日だが、利用料の日割り対応は、国の考え方に基づき25で割る。

## <例3> 令和2年6月分

令和2年6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6月12日(金)までは登園自粛していたが、6月15日(月)以降は、月～金曜日の間毎日登園した場合。

登園日数=13日

変更後の利用料(保育料)

$$55,000 \text{ 円} \times 13 \text{ 日} \div 25 = 28,600 \text{ 円}$$

※保育所等の開所日：月曜日から土曜日（日曜・祝日・年末年始は閉所）